

法令改正の概要について

令和8年2月26日
門司税関監視部保税地域監督官

保税業者に対する業務改善命令の創設等（背景）

背景

- 関税法上、外国貨物は原則として保税地域以外の場所に置くことができない。**税関長から保税地域の許可を受けるためには、その許可を受けようとする者において過去の法令違反が無いこと等や業務遂行能力等の要件がある。**
 - **保税制度の目的は、外国貨物を税関の監督下（保税地域）に置くことにより、不正薬物等の国内への流入防止等の社会的要請に応えること。**税関長から許可等を受ける**倉主等保税業者（以下「保税業者」という。）には適正に貨物管理を行う責務がある。**
 - **近年、保税制度の活用に係るニーズの多様化を受けて保税業者の役割は高まっており、越境 E C の拡大に伴う輸入件数急増の中、その役割は社会的により一層重要となっている。**
 - **しかしながら、通販貨物を取り扱う一部の保税業者において、不適正な貨物管理が疑われる事案等が確認されている。**
 - 例
 - ・ 輸入許可を受けていない貨物を保税地域から搬出
 - ・ 知的財産侵害疑義物品を輸入許可済貨物と誤認して搬出
 - ・ 保税地域内で従業者による申告外物品の抜き取り
- ⇒ **保税業者による自主的な貨物管理を前提とした制度への信頼を揺るがす事態が起こっており、保税業者の適正な業務運営の確保を通じて、引き続き社会的要請に応えていくため、その対策を講じることが急務となっている。**

保税業者に対する業務改善命令の創設等（課題及び改正の方向性）

現行制度の概要

- (1) 税関は、保税業者に対して、以下のとおり監督等を実施している。
 - 保税業者が貨物管理について定める社内管理規定の履行状況の確認等及び改善を促すための助言・指導
 - 保税業者が関税法に違反した場合等における貨物の搬入等の停止又は保税地域の許可の取消し（行政処分）
- (2) 税関は、保税業者に対して、自主的な措置として、保税地域から貨物を搬出する際に、輸入許可書等と搬出しようとする貨物を対査し異常の有無等の確認を実施することを求めている。

現状の課題

- (1) 保税業者が社内管理規定に従わずに業務を行う状況等が散見。
 - ⇒ **社内管理規定を定めることが法令事項でないことに起因している可能性。**
- (2) 現状の監督等は効果として一定の限界がある「助言・指導」と保税業者にとって過酷な「行政処分」と両極端。
 - ⇒ **税関による監督等をより実効性のあるきめ細やかなものとする必要。**
- (3) 保税地域から貨物を搬出する際の確認を適正に行わず、輸入許可を受けていない貨物を搬出したことが疑われる事案が発生。
 - ⇒ **貨物を搬出する際の確認が法令で義務付けられていないことに起因している可能性。**

改正の方向性

保税地域において適正な貨物管理を行うための体制・手順等を規定した規則を定めることを法定化し、保税業者に対する業務改善命令等及び貨物搬出時の確認義務等を新設することが適当ではないか。

保税業者に対する業務改善命令の創設等（改正のイメージ）

保税業者による適正な貨物管理

貨物管理に係る規則の定め
(法定化)

規則に則った貨物管理

貨物搬出時の確認義務
(新設)



税関による保税業者に対する監督等

巡回、搬出入の立会い、
帳簿の検査等

助言・指導

業務改善命令
(新設)

貨物の搬入等の停止
保税地域の許可の取消し